

令和7年10月5日執行岡山市長選挙等啓発業務委託企画競争の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年5月20日

岡山市選挙管理委員会事務局

局長 藤澤 明彦

1 目的

令和7年10月5日執行岡山市長選挙等啓発業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託業務者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委 託 名 令和7年10月5日執行岡山市長選挙等啓発業務委託
- (2) 業 務 内 容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和7年10月31日まで
- (4) 提案上限額 総額2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支 払 条 件 完了後払い
- (6) 契 約 保 証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

以下の全ての要件を満たす業務者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書（様式1号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「制作等」に登録されていること。
- (3) 企画競争参加申請書（様式1号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和7年6月20日（金）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年6月2日（月）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年6月6日（金）午後5時までに掲載予定
企画提案書等の提出	令和7年6月20日（月）午後5時まで（必着）
ヒアリングの実施	令和7年6月26日（木）（予定）
審査結果の通知	令和7年6月27日（金）（予定）

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページから（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。

- ・ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、選定基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

質問書（様式第5号）に質問事項を記載し、電子メールにより岡山市選挙管理委員会事務局（以下「選挙管理委員会事務局」という。）へ送信後、電話により、到着確認をすること。

電子メールの件名の頭を「【企画競争質問】岡山市長選挙等啓発業務委託」とすること。

- ・電子メール：senkankeihatsu@city.okayama.lg.jp
- ・電話：086-803-1545

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載する。（公示情報と同じページに掲載する。）

（3）留意事項

- ア 質問に対する個別回答は行わない。
- イ 質問を行った企業名は公表しない。
- ウ 質問に対する回答内容は本公示・仕様書等の一部とみなす。
- エ 意見の表明と解される質問、本業務に関係ない事項等の質問に対しては回答しない。

7 企画提案書等の提出

（1）提出方法

選挙管理委員会事務局宛てに郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は「令和7年10月5日執行岡山市長選挙等啓発業務委託 企画提案書在

中」と封筒に朱書きの上、一般書留又は簡易書留により送付すること。

持参の場合は、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。また、各日の受付時間は午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。（提出期限必着）

（2）提出書類

ア 企画競争参加申請書（様式1号）岡山市に届け出た使用印を押印すること。

イ 企画提案書（様式2号）「商号又は名称」欄は、正本（1部）にのみ記載すること。

① 啓発プラン

② 啓発標語

③ ロゴマーク（デザイン）

④ 啓発ポスター・啓発チラシ（デザイン）

⑤ WEB 広告の静止画及び動画にかかる絵コンテ

⑥ WEB 広告の配信媒体、効果等

⑦ 追加提案

- ・提案内容には、商号又は名称、商号又は名称を類推できる表現はしないこと。

- ・評価項目1項目あたり様式2号を1ページ以内で作成すること。必要に応じて資料を添付すること。添付する資料は評価項目1項目あたり3ページ以内とし、大きさはA4サイズとすること。

- ・カラー印刷・片面使用・縦置き横書き・左綴じとし、10.5ポイント以上の日本語によるものとする。

- ・ヒアリング時に説明しやすいよう、ページ番号をつけること。

ウ 見積書（様式3号）・消費税及び地方消費税を含む額を記載すること。

（3）提出部数

区分	提出書類	提出部数
正本	・企画競争参加申請書（様式1号） ・企画提案書（様式2号） ・見積書（様式3号）	各1部
副本	・企画提案書（様式2号） ※商号又は名称を記入しないこと	6部

8 特定方法等

（1）審査体制

令和7年10月5日執行岡山市長選挙等啓発業務委託企画競争審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（2）審査方法

ア 審査委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査を行う。

イ 審査委員会は、別添資料「令和7年10月5日執行岡山市長等選挙啓発業務委託企画競争評価基準」以下「評価基準」という。）を基に100点満点で審査し、得点に

より最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

ウ 得点の合計点が同点であった場合、評価項目 1「啓発プラン」及び評価項目 7「追加提案」の評価合計点の高い提案者を上位とする。

エ 別紙評価基準に基づき行い、100点満点で審査する。なお、委員の審査点数の平均点が、60点を下回る提案については特定しない。

(3) ヒアリングの実施

ア 日時は、令和 7 年 6 月 26 日（木）予定

詳細な日時、場所については後日通知する。

イ 1 提案者につき 30 分程度とし、うち 15 分程度で説明、15 分程度の質疑応答時間とする。

ウ ヒアリングに用いる資料は、事前提出された企画提案書（様式第 2 号）及び 7（2）⑦の資料に限る。

(4) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に審査委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

オ 提案者がヒアリングに出席しない場合

カ 見積額が、提案上限額を超過している場合

キ その他審査委員会で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書等を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続き

(1) 契約の枠組み

ア 対象者 最適な提案者

イ 契約締結時期 令和 7 年 7 月上旬（予定）

(2) 契約手続き等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係は生じない。

選挙管理委員会事務局は、最適な提案者と協議し企画・提案内容及びヒアリング内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提出する提案書等は、提案者ごとに1案とする。
- (2) 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- (3) 提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも受理しない。
- (4) 提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めない
- (5) 提案書等の作成及び提出、ヒアリングに関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 提出された提案書等は、業務受託者の選定以外には使用しない。
- (7) 特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を伝えること。
- (8) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とし失格とするとともに提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (9) 提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該業務を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (10) 当企画競争の提案上限額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (11) 当企画競争の提案上限額には、業務に要する用紙代、郵送料、交通費等の業務執行に係る一切の経費を含む。
- (12) 当企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (13) その他、当企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市契約規則」及び「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」に定めるところによる。
- (14) 提案書の著作権は提案者に帰属するが、本業務の範囲において公表・展示するとき、その他選挙管理委員会事務局が必要と認めたときは、選挙管理委員会事務局は無償で使用できるものとする。
- (15) 選挙管理委員会事務局が公表する資料等は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (16) ヒアリングには、提案参加者1者につき2名まで出席可能とする。
- (17) 提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式4号）を提出すること。

11 提出及び問い合わせ先

岡山市選挙管理委員会事務局（岡山市役所 本庁舎9階） 担当：江口
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話番号：086-803-1545 FAX 番号：086-224-1390
電子メール：senkankeihatsu@city.okayama.lg.jp